

## 用語集



## 【あ行】

### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。

## 【か行】

### 可燃残渣

焼却処理された後に残ったものです。最終処分場に埋立処分されるほか、セメント化・スラグ化してリサイクルすることができます。

### 環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める計画。

### 許可業者

市より一般廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者のこと。

### 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材について、分別して解体し、再利用を義務付けたりすることで、資源を有効に使い、廃棄物を減らし、適切に処理することを目的として制定された法律。

## 【さ行】

### 災害廃棄物

災害廃棄物対策指針にもとづき、地震や津波等の災害によって発生するもの（木くず、コンクリートがら、金属くず、津波堆積物等）、被災者や避難者の生活に伴い発生するものの（生活ごみ、避難所ごみ等）。

### 最終処分場

再利用、資源化又はエネルギー回収が困難なものを埋立処分する施設のこと。

埋め立てる廃棄物の種類及び性状によって、構造基準及び維持管理基準が定められている。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる事業系ごみのうち、廃棄物処理法で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のこと。

大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

### 事業系ごみ

事業者から排出された一般廃棄物や不法投棄等で発生したごみなど家庭以外から排出されたごみのこと。

### 資源化

ごみとして排出されるものの中から、利用できるものを分別収集や中間処理施設等で選別して回収しリサイクルすること。

## **資源化量**

排出されたごみのうち、資源として再生、利用されたものの量、新聞紙や雑誌・雑紙等資源物として収集されたもののはかに、燃えないごみや粗大ごみを破碎処理及び選別処理することで発生した鉄やアルミ等の再生利用されるものの量の合計。

## **循環型社会**

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用、廃棄物の 適正な処分等が確保されることによって、天然資源の消費を抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

## **循環型社会形成推進基本計画**

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が定める計画のこと。

## **循環型社会形成推進基本法**

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律。

## **使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）**

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

## **使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）**

平成 14 年法律第 87 号。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。

## **焼却処理量**

焼却施設で焼却処理される量です。収集又は直接搬入により搬入される燃えるごみ、破碎処理した後の粗大可燃ごみ、燃えないごみを破碎した後選別される破碎可燃の合計値。

## **食品ロスの削減の推進に関する法律**

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とて制定された法律。

## **生活系ごみ**

家庭から排出された資源物を含むすべてのごみのことをいい、集団回収量は除く。

## **【た行】**

### **中間処理**

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

## **特定家庭用機器再商品化法**

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

## **【は行】**

### **廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

### **一人一日当たりの排出量（排出量原単位）**

市民の一人が一日に排出しているごみの量。単位は、g/人日である。

### **プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律**

プラスチックの資源循環等の取組（3R + Renewable）を促進するための措置を講ずることを目的としており、製品の設計から廃棄物の処理まで、ライフサイクルのすべてのプロセスでプラスチック資源を循環させるための法律。

## **【ら行】**

### **リサイクル**

廃棄物等を原材料として再利用すること。

### **リユース**

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

## **【数字】**

### **3R**

リデュース（Reduce）：廃棄物等の排出抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。また、従来の3R（スリーアール）「リデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）」に、レジ袋や使い捨てプラスチックを断る「リフューズ（Refuse）」、ごみを持ち帰るなどの「リターン（Return）」、清掃活動に参加するなどの「リカバー（Recover）」の3つのRを加えたものを「6R（シックスアール）」という。